

長野市子どもの権利を守る条例の制定について

1 こどもたちの置かれている状況と課題、条例制定への共通の思い①

- ① 急速に少子化が進行する中、子どもやその保護者を取り巻く環境は、子育ての孤立感や負担感による児童虐待の発生、格差社会等に起因する子どもの貧困問題など、子どもや保護者にとって子育ての環境の厳しさが増している状況である。
- ② 国はこども家庭庁の創設やこども基本法の制定に続き、「こども未来戦略」や「こども大綱」を策定し、こども真ん中社会を力強く推進するものとしている。
- ③ 本市においても、子どもを「将来を担う」というだけの存在ではなく、ともに「今を生きる市民」として社会の真ん中に据え、社会全体で支えていくためには、子どもの権利をしっかりと守っていく必要があると考える。
- ④ 子どもは単に保護される対象としての存在ではなく、その多様な個性を尊重し、独立した人格として尊重すべき存在。

1 こどもたちの置かれている状況と課題、条例制定への共通の思い②

- ⑤ 本市においては、子どもたちが安心して意見を言うことができ、社会に参加できる機会を増やすために、子どもの声を聴く仕組みや体制を検討するとともに、政策に反映できるように取り組む。
- ⑥ こども基本法では、「こども」を「心身の発達の過程にある者」と定義していることから、年齢で必要なサポートが途切れることなく、子どもや若者がそれぞれの状況に応じて、社会で幸せに暮らしていけるよう、社会全体が子どもを支える施策に取り組むこととしている。
- ⑦ 私たち大人や地域が一体となって、それぞれの役割を果たしながら、子どもたちが幸せな状態で成長できる環境を育むことが重要であると同時に、社会全体で子どもの育ちを支えていく機運の醸成を図り、子どもの権利についての意識が市民に定着することが、子どもの最善の利益につながるものと考えている。

2 長野市が条例を作る意義について

子どもの権利条約やこども基本法のみならず、子どもを直接支える仕組みが身近にある必要があり、世界や国が保障しようとしている「子どもの権利」を「わたしのまち」はどう守り支えようとしているのかを、身近な市町村である長野市において条例を制定することで、市民とともにその取組を共有していくことができる。このため、市町村という住民に身近な自治体である長野市において、本市としての条例を制定することが重要である。

3 条例制定に向けた論点

◆ 条例制定に向けて、4点について議論すべき必要があると考える。

論点1 子どもの権利を守る大人の役割と仕組み

論点2 子どもの意見表明・社会参加

論点3 相談と救済

論点4 条例の趣旨を実行する仕組み

4 長野市が守る子どもの権利の基本理念（イメージ）

4つの 原則

生命、生存および発達に対する権利
(命を守られ成長できること)

子どもの意見の尊重
(意見を表明し参加できること)

子どもの最善の利益
(子どもにとって最もよいこと)

差別の禁止 (差別のないこと)

こどもの権利条約の4つの原則を基本の考えとし、日本国憲法、こども基本法、児童憲章などを基に長野市としての基本理念を検討する。